

平成 28 年 11 月 21 日

職員の懲戒処分等について

地方公務員法に基づく職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

1 処分対象者及び処分内容

所属	補職	年齢	性別	処分内容	処分理由	事案の概要
福祉部	嘱託員	60代	女	処分：停職1ヵ月 (11月22日から 12月21日まで)	多治見市嘱託員の 設置等に関する規 則第10条第1項	平成27年7月頃、知人男性からの依頼を受け、業務で使用している住民情報端末から市民の住所を確認して、依頼者に知らせたもの。
前福祉部	課長	50代	男	懲戒：戒告	地方公務員法第29 条第1項第2号	部下の情報の取り扱いについて、管理者として適正に部下を管理する義務を怠った。
福祉部	課長	50代	女	懲戒：戒告	地方公務員法第29 条第1項第2号	部下の情報の取り扱いについて、管理者として適正に部下を管理する義務を怠った。

2 処分年月日

平成 28 年 11 月 21 日